

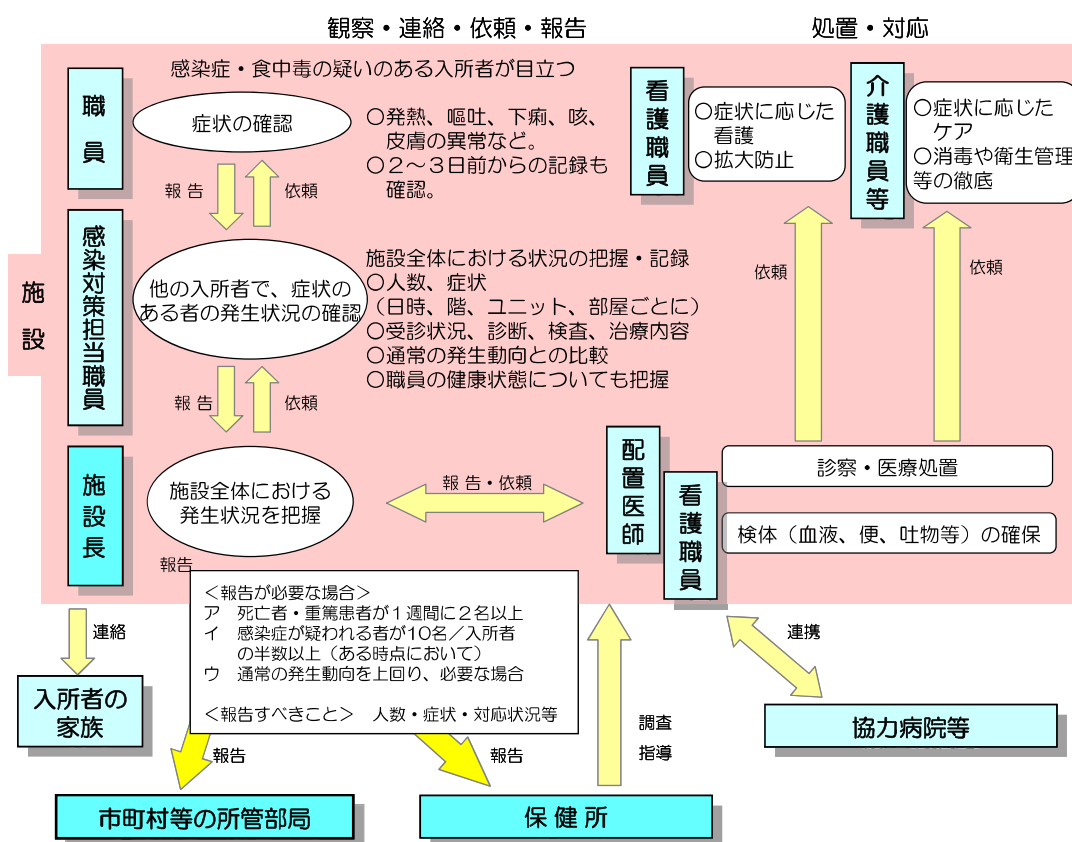
5. 感染症発生時の対応

発生時の対応として、次のことを行いましょう。

- ①「発生状況の把握」
- ②「感染拡大の防止」
- ③「医療処置」
- ④「行政への報告」
- ⑤「関係機関との連携」

発生時の対応については、付録1①の「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知））を参照してください。

図4 感染症発生時の対応フロー



1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録しておきます。

- 入所者と職員の健康状態（症状の有無）を、発生した日時や階（あるいはユニット）及び居室ごとにまとめます。
- 受診状況と診断名、検査、治療の内容を記録しておきます。

(1) 介護職員等は

職員が入所者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、介護職員等は、看護職員と連携して施設で策定した感染対策マニュアルに従い、速やかに感染対策担当者に報告するとともに、感染対策担当者は施設長に報告します。このような事態が発生した場合に、速やかに報告できるように、事前に体制を整えておくとともに、日頃から訓練をしておく必要があります。

(2) 施設長は

施設長は、配置医師に対して診断に必要な検査や治療等を実施するよう依頼するとともに、配置医師や感染対策担当者から受けた報告を総合的に判断し、感染拡大の防止に必要な対策やさらに必要な情報の報告等、職員に必要な指示を行います。感染症や食中毒の発生状況が一定の条件を満たした場合は、施設長は行政に報告するとともに（→「4）行政への報告」）、関係機関と連携をとります（→「5）関係機関との連携」）。配置医師への報告用紙書式については、付録3③の書式の例も参考にしてください。

【参考情報】

2.5.3.1 自院の医療関連感染に関する情報を把握・分析・評価し活用している

- ① 主要な医療関連感染の発生状況を把握している
- ② 医療関連感染の発生状況の評価に基づき、改善策を検討・実施している

2.5.3.2 院内におけるアウトブレイクへの対応手順が適切に整備されている

- ① 医療関連感染アウトブレイクの監視・調査の体制が整備されている
- ② 迅速な制圧対策のための手順がある

2.5.3.3 医療関連感染に必要な院外からの情報が活用されている

- ① 院外から収集した情報が感染管理に活用されている

（参考：医療機能評価機構評価体系（Ver.6.0）－第2領域 患者の権利と医療の質および安全の確保【公益財団法人 日本医療機能評価機構】）

感染症の発生に関する情報の収集（インフルエンザの例）

1) 地域での流行状況

下記の情報を参考に、全国での発生状況、都道府県内での発生状況、2次医療圏内での発生状況等を把握する。一定の流行が観測された場合には、職員や入所者等に注意を呼びかける。

- ① 感染症発生動向調査 : 全国約5,000か所のインフルエンザ指定届出機関（定点）における1週間に診断したインフルエンザ患者数や全国約500か所の基幹定点医療機関における1週間に入院したインフルエンザ患者数を把握する調査
- ② インフルエンザ様疾患発生動向調査 : 全国の幼稚園・小学校・中学校などを対象としてインフルエンザ様疾患により学級・学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数とその時点での患者数を毎週把握する調査
- ③ インフルエンザ関連死亡迅速把握システム : インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、20指定都市からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査
- ④ 都道府県等の地域における流行状況は、都道府県等のホームページや衛生担当部局、保健所等で確認する。

【インフルエンザ流行情報の入手先】

- ・インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター
<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>

2) 施設内の状況

- ① 施設内での流行を察知するために、日頃から入所者における感染症の発生動向を把握しておく。
 - ・インフルエンザのシーズンに入り、38℃を超える発熱患者が発生した場合には、施設内感染対策委員会に報告を求めるなど施設内の発生動向調査体制を決めておくことが重要である。

（参考：インフルエンザ施設内感染予防の手引き平成24年11月改訂
【厚生労働省健康局結核感染症課、日本医師会感染症危機管理対策室】）

2) 感染拡大の防止

(1) 介護職員は

感染症（食中毒を含む）が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに対応しましょう。

- 発生時は、手洗いや嘔吐物・排泄物等の適切な処理を徹底しましょう。職員を媒介して、感染を拡大させることのないよう、特に注意を払いましょう。
- 入所者にも手洗いやうがいをするように促しましょう。
- 自分自身の健康管理を徹底しましょう。健康状態によっては休業することも検討しましょう。
- 配置医師や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行いましょう。
- 配置医師等の指示により、必要に応じて、感染した入所者の隔離などを行いましょう。
- 詳細な対策については、「6. 個別の感染対策」の関連項目を参照してください。

(2) 配置医師及び看護職員は

感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、配置医師は、診察の結果、感染症又は食中毒の特徴に応じた感染拡大防止策を看護職員等に指示します。指示を受けた看護職員は症状に応じたケアを実施するとともに、介護職員等に対し、ケアや消毒等の衛生管理について指示をします。

感染症の病原体で汚染された機械や器具、環境の消毒は、病原体の特徴に応じて適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止しましょう。消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する必要があります。

配置医師は、感染症のまん延防止の観点から、来訪者に対して入所者との接触を制限する必要性を判断し、制限する必要があると判断した場合は、施設長に状況を報告します。

施設長の指示により、来訪者に対して入所者との接触を制限する場合は、看護職員等は来訪者及び介護職員等に状況を説明するとともに、必要に応じて、介護職員等や入所者に対して手洗いやうがいの励行についての衛生教育を行います。

(3) 施設長は

施設長は、配置医師の診断結果や看護職員・介護職員からの報告による情報等により、施設全体の感染症発生状況を把握します。感染症の特徴に応じて、協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を頼んだり、助言をもらいましょう。

また、職員等に対し、自己の健康管理を徹底するよう指示するとともに、職員や来訪者等の健康状態によっては、入所者との接触を制限する等、必要な指示をします。

3) 医療処置

配置医師は、感染拡大の防止のための指示や施設長への状況報告と同時に、感染者の重篤化を防ぐために必要な医療処置を行います。施設内での対応が困難な場合は、協力病院をはじめとする地域の医療機関等へ感染者を移送します。

4) 行政への報告

(1) 施設長は

施設長は、次のような場合、迅速に、市町村等の高齢者施設主管部局に、報告します。あわせて、保健所にも報告し対応の指示を求めます。

(付録1 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
第4項 参照)

a. 報告が必要な場合

- ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合*
- ウ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

b. 報告する内容

- 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- 感染症又は食中毒が疑われる症状
- 上記の入所者への対応や施設における対応状況 等

c. 報告の書式

市町村等の高齢者施設主管部局への報告用紙書式については、付録3
④の書式例を参考にしてください。

(2) 医師は

医師は、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

これらの感染症を診断した場合は、市町村等の高齢者施設主管部局への報告とは別に、保健所等へ届出を行う必要があります。

(付録1 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
第9項 参照)

5) 関係機関との連携など

状況に応じて、次のような関係機関に報告し、対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとりましょう。

- 配置医師（嘱託医）、協力医療機関の医師
- 保健所
- 地域の中核病院のインфекションコントロールドクター(ICD)
- 感染管理認定看護師(ICN)

そのほか、次のような情報提供も重要です。

- 職員への周知
- 家族への情報提供

※ このような一連の対応を迅速かつ的確に行うためには、平常時から発生を想定した一定の訓練を行っておくことが必要です。

※ 特に、関係機関との連携が重要であることから、日頃から保健所や協力医療機関、都道府県担当部局等と連携体制を構築しておくことが重要です。